

藤枝市障害福祉施設通所交通費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）に規定する障害福祉施設に公共交通機関を利用し通所する者に対し、通所に要した交通費（以下「交通費」という。）の一部を助成することにより、障害者の経済的負担を軽減し、社会参加及び自立を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 障害福祉施設 次に掲げる事業所をいう。

ア 法第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所

イ 法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う事業所

ウ 法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う事業所

(2) 利用者 前号の障害福祉施設を利用する次に掲げる者をいう。

ア 法第4条第1項に規定する障害者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第2項に規定する障害児

(3) 通所 利用者の住居と障害福祉施設との間を往復することをいう。

(4) 公共交通機関 鉄道、バスその他これらに類するもので、運賃を徴して旅客の運送を行うものをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する障害福祉施設の利用者であって、通所のために公共交通機関を利用し、その交通費を負担した者とする。

(1) 市内に住所を有し、かつ、市内に居住している者（共同生活援助及び施設入所支援のサービスを受けている者のうち、他市から法第19条第1項の規定による支給決定を受けている者は除く。）

(2) 本市が法第19条第1項の規定による支給決定を行う障害者等であって、他の自治体の施設に入居している者

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成を受けることができない。

(1) 自家用車の利用、障害福祉施設が提供する無料送迎サービスの利用等により、通所のための交通費を負担していない者

(2) 通所のためにタクシーを利用する者

(3) 障害福祉施設から、通所のための交通費の全額を支給されている者

(4) 他の自治体から同様の助成を受けている、又は、他の制度により同様の趣旨の助成を受けている者（障害者手帳所持等により適用を受ける鉄道、バス等の運賃の割引は除く。）

（助成金額）

第4条 助成金の額は、利用者が実費負担する交通費の2分の1とし、1か月当たり2万円を上限とする。

2 前項の規定において、交通費の所要額は、最も経済的かつ合理的と市長が認める経路及び通所方法により通所した場合の交通費とし、他の制度において交通費が支給されている場合は、その制度により交付された額を控除するものとする。

3 助成金の額の計算過程において、1円未満の端数を生じた場合は、その端数が生じた段階でこれらを切り捨てるものとする。

（助成の申請及び請求）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、藤枝市障害福祉施設通所交通費助成金支給申請書兼請求書（第1号様式）に施設等通所証明書（第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、年2回に分け、毎年4月から9月までの交通費については10月1日から同月31日まで、10月から翌年3月までの交通費については4月1日から同月30日までに行うものとする。

3 市長は、第1項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、助成を適当と認めるときは、助成金を支給する。

（交付の決定及び確定）

第6条 市長は、助成金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付を決定したとき及び確定したときは、藤枝市障害福祉施設通所交通費助成決定及び確定通知書（第3号様式）を通知するものとする。

2 前項の通知は、申請者が指定する金融機関口座への入金をもって代えることができる。

3 市長は、第1項の規定により審査した結果、助成金の不交付を決定したときは、藤枝市障害福祉施設通所交通費助成金不交付決定通知書（第4号様式）を通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により助成金を受けた者があるときは、既に助成した金額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。